

令和3年白浜町議会第1回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和3年3月12日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において 10時00分 開会した。

1. 開 議 令和3年3月12日 10時01分

1. 閉 議 令和3年3月12日 13時30分

1. 散 会 令和3年3月12日 13時30分

1. 議員定数 14名 欠員 1名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名
出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
5番	正木	秀男	6番	南	勝弥
7番	小森	一典	8番		
10番	松田	剛治			
11番	溝口	耕太郎	12番	長野	莊一
13番	堅田	府利	14番	水上	久美子

欠席議員 1名

9番 辻 成紀

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務主任 坂本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副町長 林 一 勝
教 育 長 豊 田 昭 裕

富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	石 田 健		
総務課長	愛 須 康 徳	税 務 課 長	岩 城 祐 朗		
民生課長	中 本 敏 也	住民保健課長	泉 芳 明		
生活環境課長	廣 畑 康 雄	観 光 課 長	寺 脇 孝 男		
建設課長	玉 置 康 仁	上下水道課長	久 保 道 典		
会計管理者	玉 置 孔 一	消 防 長	大 谷 哲 也		
教育委員会					
教育次長	榎 本 崇 広	総務課副課長	山 口 和 哉		

1. 議事日程

日程第1 一般質問
 追加日程第2 議案第23号 工事請負契約の締結について
 追加日程第3 議案第24号 工事請負契約の締結について

1. 会議に付した事件

日程第1、追加日程第2から追加日程第3

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。9番、辻議員から欠席の届出があります。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和3年第1回定例会3日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は、一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いします。また、散会後に議員定数等検討特別委員会、議員懇談会の開催をお願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。
これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長 長

日程第1 一般質問を行います。
通告順に従い、順次、質問を許可します。
通告順4番、5番 正木君の一般質問を許可します。
正木君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は30分です。
質問事項は、防災対策についてであります。
防災対策についての質問を許可します。

○議長 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

昨日来、議長発議の中で冒頭、黙祷に入りまして、スタートした一般質問の初日でしたけれども、振り返れば十年一昔と、こういうような時節です。その中で昨日帰りに国旗が半旗になっていたのが、紀陽銀行と阪田のアーマリン近大が弔旗、半旗になっておりました。

そして家へ戻る中で天皇皇后両陛下のご臨席の下、追悼式典が挙行されておりました。またそこでうるうると黙祷いたしましたところでもございました。

先般、楠本議員も言われておりましたけれども、丸ちゃんこと丸本さんのお通夜に行かせていただいて、翌日羽田経由東京、仙台と、仙石線で石巻に着いた次第でございます。それもこの自粛の中で西尾議長と濱口事務局長に通告し、自粛の中で行ってきますと、このように事前に申告して参りました。そこで、3時前後に石巻に着いて、74名の小学生、そして10名ほどの教員、八十数名が一瞬にして、それも河口から4キロほどのところにある学校です。白浜で言えば富田の河口からだったら鮎川ぐらまで上っています。そこが被災されました。今、先般行こうとして整備している中でその山間のところに3メートルぐらいの観音さんと慰霊碑と、そこに献花をしまして、合掌と、こういう中にご遺族の方が見えられて、井瀬町長のメッセージも私は携わっていった中で、1行読んだだけでもう感極まりました。その中でも、大事なメッセージですので、碑の前で、先方さんによろしく読みませんと、誠に申し訳ありませんという中で、お母さんに井瀬町長のメッセージをお渡ししてきました。大変失礼しました。

そういう中で、そこを後にして石巻市役所総務部危機対策課、総務部長、そして課長、係長、数名の方と懇談してきました。

そこで学習してきたことは、やはり100年に1回、200年に1回の震災を受けて、体験された15万人のところから12万人になった。そういう流れの中で、東北3県で関連死も含めてですけれども約2万2,000名の死者と、いまだに行方不明者が約2,500名と、このように教えていただきました。その石巻も相当な被災を受けまして、ガイドがちょうど私と同じく70歳ぐらいの消防OBでした。そして、ボランティアで2時間ほど石巻、鳥居

のある小高い日和山まで案内していただきまして、ここからこう来たと。その中で、私が学習したのは、やはり本来なら緊急車両、消防、パトカー、救急車、そういう流れの中でふだん過信して、ああまた通ったなというような慣れというんですか、そういう部分を教えていただきました。なるほどなど。ふだん救急車が通ってもパトカーが通っても、ああ走りやるなど、こういうような状態でありました。

そこで、本題に入りますけれども、今まさに東日本大震災を教訓に各自治体は地域の実情に沿った防災対策に日々取り組んでおります。また、近年、日本各地で毎年大規模な自然災害が発生し、甚大な被害に見舞われております。白浜町においても数年前には、相次いで大型台風が襲来し、大きな被害に遭いました。当町は、台風の襲来が多く、その備えはもちろんのこと、近い将来来ると言われる南海・東南海地震への備えも必要であります。

このように、災害が発生した場合、町のトップである町長の適切かつ迅速な判断が求められるところがございます。それは、常日頃私が昔の先人の明訓としていつもこの議場で言う、為さざると遅疑するは最高指揮官の最も戒めるところなりと、こういう明訓がございます。やはり的確に判断し、指示をし、それが町のリーダー、組織のリーダーと、このように私は認識しております。

そのため、日頃から様々なケースを想定して、また、関係機関と連携の下、訓練などの実践に加え、町民の災害に対する啓発と継続的な取組が大事と思います。

まず1問目、町長、いかがお考えでございますか。

○議 長

正木君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま正木議員より、災害対応及び今後の取組についてご質問をいただきました。

先ほど正木議員から、石巻市での取組のご案内をいただきましたので、本当にご足労いただきまして、お世話になりました。ありがとうございました。

議員がご指摘のとおり、東日本大震災の発災から10年となりますが、いまだに震災前の状況と比較すると様々な課題があるのだろうと考えます。また、2月13日にも福島県沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し、被害が出ています。

南海トラフ地震や風水害等、白浜町に災害が発生した場合や発生が予想される場合においては、町長の私が災害対策本部長として率先して陣頭に立ち、防災や災害対応業務を適時・適切に遂行していく所存です。

また、昨今、自然災害が増え、甚大な被害を受ける地域も多く、現状の体制では、今後、災害に対して早急な対応ができない可能性も出てくることを見込まれるため、防災担当職員を増員し、早期の災害対応業務や各種防災業務を計画的に推進することを今後の防災対策の方針とするべく、先般、12月議会で議決をいただきましたので、4月1日より地域防災課として新設し、運用を開始いたします。

新たに設置する課は地域防災課としておりまして、現在危機管理室で取り組んでいる業務

に新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ対策をしたいとも考えております。

昨今、自然災害が増え、甚大な被害を受ける地域も多く、防災等に対する住民要望も増加する中で、現状の体制では、今後災害に対して早急な対応ができない可能性も出てまいります。地域防災課を設置することで人員を増やし、さらなる防災対策・減災対策に取り組み、地域の防災力の向上につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

5 番 正木君（登壇）

○5 番

町長に先に言われまして、この4月から防災課を新設の中で取り組んでいくと、このような力強い答弁をいただきましたけれども、やはり先ほども言いましたけれども、前回の議会でも隣の田辺市なんかは抜き打ちにそういう幹部の防災対応というようなこともここで披露した部分もあります。各自治体においても、そのような予定をしたような訓練、ましてや各自治会が町内で防災自治をして取り組んでおりますけれども、やはりそういう部分も、慣れというのは怖い部分で、先ほども言いましたように、災害というのは忘れた頃にやってきますので、たまにそういう緊急の訓練も必要と思います。

次に、大川小学校の前例を若干言いましたけれども、遺族と現場でお会いして状況を聞いたところ、6年生のアイちゃんという女の子が、まさに大川小学校の裏の横ばったところで瓦礫の下で49日目に発見されたと。このような、「何と」という言葉も私は出なかったです。そういう事案の中で、やはりジェット機より速い津波が四方八方から町なかを襲ってきたと。昨日も各局がそういうストレスのかかるライブ配信をしておりましたけれども、その大川小学校において、やはり教訓として、先ほど述べましたけれども、リーダーとして、学校現場のリーダー、統括するリーダー、また、別の組織のいろいろな部分、町長、ここにも教育長がおられますけども、日頃からそういう学童の防災教育、訓練、問われているいろんな部分があります。その中で石巻で、私は、ああ、やっぱりなど、学習してきました。

また、話も飛び飛びになりますけれども、議長をはじめ、私は60歳後半、70歳の人がこの中に三、四人あると思います。私は小学校三、四年のときにチリ津波を体験しました。ちょうど60年ほど前です。ここにおける町長以外は皆その後生まれた方だと思います。そういう中で、綱不知のあの小さいジョウノモリという小高い丘で、大人が2人、3人抱えるような松へ巡行船のもやいロープを巻いて、子どもながら、「おお、潮がきやる、下がりやる」とはしゃいでたんです。3本に入る長老が、地元の言葉で言えば、「おんしゃらここ持っとかんせ、ここまで潮が来たら持ってかれるぞ」と、このようにそれがいまだかつてまだここにこびりついているんです。漁師の言葉です。「おんしゃ」、お前らという意味、「おんしゃらこれ持っとかんと潮に持ってかれるぞ」と、こういうような漁師言葉で、あのジョウノモリの松のところでは年寄から女子も子どももみんな「来たー」と、そこで巡行船トヨヒメ、タマヒメマルがこんなにゆーらゆーら底へついてゆーらゆーらしている。これは私は現認しましたよ。それだけ私は浜辺に家があったので1階の天井近くまで来ました。

そういう体験をしたのが、60年前の、それも1昼夜2昼夜かかって日本の裏側から南米のチリから来た津波なんです。そういう体験をして、話はあちこちになりますけども、私は常にここで言うのは、綱不知はレッドゾーンやから津波対応してくれ、地震だともな

いのやと。津波にしてくれというようなことで、正木司良さんを含めてずっと訴えてきた次第でございます。

その中で、今回石巻へ行って、日和山で白衣を着て長靴をはいたおばちゃんから、従業員が1人も死なずして300人が逃げたと。それは何なというたら、教育長、敏速な工場長の指示なんです。先ほど大川小学校は4キロ上っていたんです。富田の河口からだったら鮎川ぐらいまで行きますよ。40分校庭で待たせた。それがやはり防災教育として、トップがね、町長、裏にすぐ山があるんですから、「そこへ逃げ」と言うたらもう行くんですよ。それを校庭へ集めたばかりに、七十数名、貴い命が、そして先生方も10名亡くなった。

その中で、日頃の訓練、教育、ぜひとも白浜町も近い将来東海で3連動でこの紀伊半島を襲ってきます。串本なんか3分です。潮岬以外8割、9割が全滅すると言われております。我が白浜、綱不知でも18分、本当に南海のときに私の家族も入れて14名死にました。そういう喫緊の、いつ来てもおかしくない状態の学者の見識ですけども、やはり白浜町は井澗町長をはじめ、豊田教育長をはじめ、そういう組織のトップとして、やはりそういうロールというんですか、頭の中で常に危機感を持って対応していただいたらありがたいなと、そこらは教育長と、町長とはどうぞひとつ答弁いただきたいと思っております。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

東日本大震災において、多く報道されましたのは、先日、議員が訪問されお話をいただきました大川小学校を襲った津波の悲劇で、全児童の7割近くの方々が死亡または行方不明になりました。

当時は、大津波の想定がなく、大川小学校自体が避難場所となっていたことなどから、高台への避難をされなかったのではないかと推察されています。現在、この震災から当町におきましても、大津波を想定したハザードマップが作成されておりますが、津波発生時は、安全を確保しながら、できるだけ高台に避難することは、児童・生徒を預かる学校の責務であると考えております。

いつ発生するか分からない地震や津波はもとより、近年の大雨による河川の氾濫など、常に危機意識を持って児童・生徒の生命を守る行動を迅速に、そして的確に判断できるよう、校長をはじめとする教職員ともども努めてまいりたいと思っております。

ご質問の学校での防災教育につきましては、教育次長から答弁させていただきます。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

まず私の方から先に、防災教育についてのご質問をいただきましたので、私にだけではないんですけども、まず防災教育の重要性というのは言うまでもなく我が町でも喫緊の課題であります。今までも取り組んでまいりました。文科省のホームページなんかを見ますと、まず必要性、目的というのが示されておりまして、防災教育の目的というのは自然災害について理解を深め、適切な意思決定や行動選択をできるようにするという事、それから災害の危険を理解して、自らの安全を確保する行動や日常の備えができるようにすること、そして

3点目に学校や家庭、地域の安全活動に進んで参加して貢献できるようにすると、こういうふうとうたわれております。

防災教育の4つの能力を示しております、それぞれの地域が災害の特性を知って、減災に必要な準備をする能力、これを身につけさせる。そして自然災害から身を守って、そして被災後の生活を乗り切る能力を養成する。3つ目に、他の人々や地域の安全を支えることができる能力、そして4点目に災害からの復興を成し遂げて、安全・安心な社会を構築する能力を、こういった4つの能力を示しております。

防災教育というのは、やはり児童や生徒一人一人の防災意識向上で、地域内の防災力を高めることが大きな目的の1つだと思っております。教育に当たりましては、学校と家庭、そしてまた地域と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

先ほど地域防災課の新設のことをふれましたけれども、追加で少し補足で、現在も津波避難困難地域の解消事業等、様々な防災事業を進めておりますけれども、地域防災課で新設する課では、今後も各種災害からの人命の保護、必要と思われるハード対策事業とソフト対策事業を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、津波避難困難地域の解消対策事業としましては、緊急避難施設建設事業、防災行政無線のデジタル化の事業等も来年度事業として継続をして、現在の計画事業は早期完成を目指してまいりたいというふうに思っております。

さらに、地域防災力の向上に資する行政区の計画の防災訓練や防災講習、研修の支援についても積極的に推進してまいります。

現在、複数の行政区から要望のあります津波浸水区域内への緊急避難施設の建設につきましては、実施の可能な種別、場所、規模等について勘案しながら、地域防災課の事業として協議をさせていただきたいと考えています。

いずれにしましても、防災対策に終わりはありませんので、新たに設置する地域防災課が中心となって、地域の防災、減災事業の推進と啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

学校での防災教育につきまして、ご答弁させていただきます。

先ほど議員からもございましたように、東日本大震災におきまして、やはり津波被害が生じたということで、平成25年3月に和歌山県教育委員会より地震津波から避難行動に結びつく内容に重点を置いた「防災教育指導の手引き」が発出されてございまして、この手引きに基づきまして、各学校で津波避難、特に地震対策、初期避難から津波の避難という訓練も行っております。

その目的につきましては、町長のほうからのご説明があったとおりでございまして、各小学校におきましては、毎年必ず1回、これも義務づけられてございまして、避難訓練を行っております。特に低い地域といいますか、津波の浸水が想定されている学校におきましては、数が多く、実施訓練を行っておりますので、そうした中で子どもたちが迅速に避難できるように、また、学校とも教育委員会と連携しながら判断を間違わないような形で訓

練を実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

5 番 正木君（登壇）

○5 番

もう時間もあと5分、6分と来てますけども、冒頭で言いましたように、為さざると遅疑するは最高指揮官の最も戒めるところなりと、こういう訓を、どうぞひとつ町長、教育長も含めて、その中で締めますけども、デジタル放送の中で難聴地域も含めて、総務の愛須課長なんかは力を入れていただきまして、あちこちの老人宅に子機をつけて、放送の中で「よかったよ」というのが地域の老人たちの声でございます。それも、やはり取組が着々と一遍にいきませんけども、そういう中で整備しているなど。私も地域に胸を張って年寄りに、おばちゃん、よう聞こえるようになったやろと言っております。そのとおりでございます。ありがとうございます。

そういう中で、今、まさに議長も含め、町長も含めてですけども、紀南広域で各隣近所の自治体が高台移転という、公的な部分の消防も警察もこっちへ来ています。日置の消防も、西尾議長のところの上の高台に移されております。それで住民も含めて小学校は特に日置のほうは低地にあるので、そういう部分では今後の高台を見据えた中で、先駆けというような部分で高台移転を、今、隣の真砂市長なんかは頭が痛いですというように聞いていますけども、やはり住民を守るという概念から、設計をしていただいたらと、このように愛須課長、ひとつどうぞよろしく願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、正木君の一般質問は終わりました。

通告順5番、14番 水上君の一般質問を許可します。

水上君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は60分です。

水上君の質問事項は、1つとして、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域について、2つとして、白浜駅のエレベーター設置の進捗についてであります。

初めに、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域についての質問を許可します。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

水上です。一般質問をさせていただきます。

今年は忘れもしないあの東日本大震災、また紀伊半島大水害から10年目になります。被災されました方々に衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。東日本大震災では、死者、行方不明者がいまだ2万2,000人と報道されています。白浜町の人口より多い犠牲者数に、改めて驚き、心が痛みます。東日本各地の被災地は、この10年たっても復興途中だそうです。

また、紀伊半島大水害では、甚大な被害が発生し、当時の県の発表では、死者56人、行方不明者5人でした。県南部に被害が集中していたと報告しています。その後、県はこのとき大きな被害を受けた那智勝浦町に土砂災害啓発センターを設置しています。

そこで、今日は、町内の心配な土砂災害警戒区域の減災に向けて、白浜町の対処について、これから質問させていただきます。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、2019年に町内会の皆さまへ白浜町からの重要なお知らせとして、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の回覧板が回ってきました。このようなものです。地図もついておりまして、こういうレッドゾーン、イエローゾーンというこういう表記があります。このときには町内対象地域に区域指定のお知らせはされていると思いますが、添付された図面を見ますと、民家の点在する箇所や学校も土砂災害警戒区域となっています。土砂災害防止法では、住民の命を守るため、土砂災害のあるおそれのある区域について、①危険の周知、警戒避難体制の整備、②一定の開発行為の制限、③建築物の構造規制や既存住宅の移転促進などのソフト対策で土木工事によらないソフト対策を推進するとありましたが、進捗を伺います。

○議 長

水上君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

水上議員より、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域についてご質問をいただきました。

近年の地球温暖化によると言われる台風の大型化やゲリラ豪雨により、全国各地で降雨による浸水や土砂崩れによる被害が発生しており、一層の防災減災への取組が必要となっております。

白浜町としましても、津波ハザードマップ、洪水ハザードマップ、ため池ハザードマップ等を作成し、自分が今住んでいるところや利用する施設等の場所がどのような危険性があるのかをお知らせし、緊急時等の判断に役立てていただいております。

また、平成11年に広島県において発生しました大規模な土砂災害を基に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、通称土砂災害防止法と言われておりますけれども、これが平成13年4月に施行され、白浜町においても土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受け、土砂災害の危険性についてご自分の地域等がどのような状況であるかを知っていただくことを目的に、土砂災害ハザードマップの作成に取り組んでいるところです。

取組等につきましては、各担当課長よりご説明させていただきます。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

私のほうからは、進捗を伺うというご質問ですが、まず、危険の周知警戒避難体制の整備についてというところからご説明させていただきます。

土砂災害防止法第8条の規定によって、土砂災害に関する情報の収集や避難施設、避難経路に関する事項を定めなければいけないこととなっております。白浜町としましても、昨年度より住民の皆様にも土砂災害から自らの命を守るための行動を取っていただくために、土

砂災害ハザードマップというものを、今業務のほうで作成してございます。

現在、その状況としましては、先行して土砂災害警戒区域等が指定されてございます樺地域と、そして日置の一部の地域の土砂災害ハザードマップを作成いたしまして、その地域につきましては、令和2年5月に住民の皆様にお配りさせていただいたところです。

残りの全地域の土砂災害ハザードマップにつきましても、本年度に完成予定となっております。令和3年4月以降で住民の皆様配布できる予定としております。

また、白浜町ホームページへの掲載や住民の皆様等への広報、そして周知に取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、和歌山県のホームページにも県内全域の土砂災害警戒区域等が掲載しておりますので、併せてご確認いただければというふうに思っております。

今後は、土砂災害警戒区域等の指定を加味した地域防災計画の見直しや、地域住民等への周知及び避難訓練等の実施に向け、取り組んでまいりたいと考えてございます。

そして、2つ目にありました、一定の開発行為の制限についてをご説明させていただきますと、土砂災害特別警戒区域、特別とつくほうにつきましては、その指定された区域におきましては、住宅、宅地分譲とか社会福祉施設、学校及び医療施設といった災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施工しようとする対策工事の計画は安全を確保するために必要な技術的基準に従っていると都道府県知事が判断した場合に限って許可されるという制限が設けられてございます。

そして、建築物の構造規制ということにつきましては、これも特別警戒区域内において新築、改築、増築される際は、想定される土砂災害の衝撃の力に耐えられるよう、耐力壁の設置ですとか、建築物の構造が規制され、都市計画区域外であっても、建築確認が必要となっております。

既存住宅の移転促進につきましては、支援措置として、住宅金融公庫の融資や崖地近接等危険住宅移転事業による補助を受けることができるというものになってございます。

現在はハザードマップの作成に取り組んで、4月以降に残りの地域の住民の皆さんにお配りするようなどころまで進んでございます。

以上です。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

土砂災害は、町内で年間どのくらい発生し、被害状況はどうでしょう。お伺いします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

土砂災害の被害状況等についてお答えいたします。

土砂災害の規模にもよって、私どものほうに情報が入ってない場所もあるかとは思いますが、白浜町におきまして、近年確認できているものといえば、今年度に庄川地区のほうで1件あったんですけども、建物に少し一部損壊はございましたが、人的災害がなかったということは幸いでありました。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の後、法に定める警戒避難体制の整備、特定開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などの措置を行う区域を指定するもので、回覧が回ってきた図面は航空写真でありましたが、現地の立入調査も行っているのでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいまの現地調査は行っているのかというご質問についてですが、和歌山県が土砂災害警戒区域等を明らかにするために、地形、地質、そして土砂災害防止施設状況等に関する状況を現地で調査を行っております。また、現地調査以外にも、過去の災害状況ですとか土地利用状況、建築状況等を調査して、どこが災害区域等に当たるかの基礎調査も行っているところでもあります。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

県の基礎調査の実施状況では、区域指定箇所を地形図の作成や机上での区域設定作業を進め、平成16年から基礎調査を実施、令和元年に全ての基礎調査を完了したとあります。白浜町はどうであったのか、また今後のスケジュールはどうなっているのか、お伺いします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

白浜町につきましては、令和2年1月に白浜町の基礎調査が終了してございます。同年4月には、区域指定がされております。今後のスケジュールといたしましては、先ほど申し上げましたが、今年度で全地域のハザードマップの作成が完成予定となっておりますので、今後は全戸に配布できるよう早急に努めてまいります。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

自分の住んでいる土地が、土砂災害の危険地域であるのか分からない。回覧板を見ただけでは素人ではよく分からないとの意見があります。回覧を回したので、告知、啓発ができているとして、このまま手立てがないのではないかと不安視します。現行制度上の問題点はどのようなことか、警戒避難措置についての備えに努めるには、速やかな情報提供や日頃の住民の意識を醸成することが必要であると思う。災害発生状況、危険箇所の現状から安全性が確保されないままに、住宅や災害弱者、施設が立地するなどのことがないように、土砂災害からの安全を確保するため、土砂災害防止工事の推進と併せて、警戒避難措置、立地抑制策を充実させていく必要があるといたします。土砂災害の危険性のある地域における宅地造成や

建築の制限についての立地抑制策が本当に実際できるのかという指摘もありますが、説明を求めます。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

まず、議員ご指摘の回覧版というのは2019年に回らせていただいたものだと思います。それにつきましては、土砂災害区域等を指定するための意見照会として、伴うものを回覧させていただき、一部、分かりにくいという内容もございましたかと存じますが、今回作成しております土砂災害ハザードマップを見ていただいて、それをご活用いただき、自らの命を守るため、ご自分のお住いの場所ですとか、避難経路等、どこに土砂災害の危険区域があるか、事前に確認していただければというふうに思います。

次に、現行制度上の問題点はどのようなことか、また、土砂災害の危険性のある地域における宅地造成や建築の制限を通じての立地抑制対策が実施できているかのご質問でございます。

土砂災害が発生するおそれがある際に、緊急時の行動につなげていただくことが、まず今私どもができています現時点での大きな課題だというふうに捉えております。また、宅地造成や建築の制限を通じて、立地抑制策ができるという点につきましては、宅地造成の許可申請、そして建築確認申請手続において、土砂災害を防止するための対策工事の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に従っていると和歌山県知事が判断した場合でなければ許可されないこととなっておりますので、先ほどと重複するかもしれませんが、そういうこととなっております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域とする区域は、町内にどれだけあって、住民を対象に土砂災害防止法の趣旨や区域設定の根拠などを含め、発生する土砂災害の種類や区域の範囲などの説明は住民にできているのでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

まず、白浜町内の土砂災害警戒区域につきましては、1,017か所ございます。そのうちで土砂災害特別警戒区域というものは959か所というふうになってございます。

また、発生する土砂災害の種類や範囲につきましては、各地区の地図になるんですけども、それをご覧いただきたいと思うんですが、今後お配りするハザードマップに、崖崩れ、そして土石流、地すべりという警戒区域を掲載してございます。まずは土砂災害ハザードマップをご確認いただきまして、ご不明な点とかございましたら、お問い合わせいただければ説明もさせていただきますし、ご要望がございましたら、こちらから各地域に出向いての説明もさせていただきますというふうに考えてございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

土砂災害警戒区域などに指定された場合、対策工事が必要であれば行政がしてくれるのでしょうか。いかがでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

土砂災害警戒区域に指定された場合、対策工事が必要であれば行政が行ってくれるのかということですが、対策工事等につきましては、その土地の所有者の方々において実施していただくことが原則というふうにはなっておるんですけども、急傾斜地崩壊対策事業ですとか砂防事業とか、事業要件に該当するような場合においては、行政が事業主体となって対策工事を実施できるということがございます。ただその場合でも、やはり皆様個人所有の土地という中で受益者負担金、そして用地の協力等が必要となってございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

対策工事により安全性が確保されれば、区域の見直しができるそうだが、民家の点在するところでは住民の命と財産を守るために優先順位をつけて対策をしていただきたい。見通しを伺います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

優先順位をつけて早急な対策をとのことでございますが、町内の土砂災害警戒区域は、先ほども個数の話をさせていただいたところ、1,017か所ということであり、そのうち特別警戒区域は959か所と指定されてございます。その全ての対策工事を行うということは、先に申し上げたように、各個人の受益者負担の問題ですとか要望をいただいたりというような様々な協力を得なければならぬ事項もございますので、大変難しいというふうに思っております。

ですので、まずは今回作成しております土砂災害ハザードマップを住民の皆様にお配りしますので、それを見ていただいて、防災意識を高めていただくよう、啓発をすることから努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

都市計画区域外などの建築確認が要らない建築物について、土砂災害警戒区域と指定されれば、増築などに建築確認が要るのでしょうか。また、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域での建築、増改築についての規制があると思いますが、所有者が利用できないことにはならないか、建築確認は下りるのでしょうか、お尋ねします。

○議 長
番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

都市計画区域外でも土砂災害警戒区域に指定されたら建築確認が必要かのご質問についてでございますが、その敷地の大半が土砂災害特別警戒区域内にある場合、かつ、居室、住む部屋を有する建築物の新築、増築、改築につきましては、都市計画区域外であっても建築確認申請の対象となります。

次に、利用や建築確認についてでございますが、決してできないということではなくて、やはり基準を満たせば確認申請についても認められるということになってございますので、利用できないということではございません。

○議 長
14番 水上君（登壇）

○14 番

県や町は土砂災害防止工事、危険箇所の整備に取り組んでいただいておりますが、危険箇所を全て対策工事によって安全にしていくには、膨大な時間と費用を要すると察します。もちろん白浜町地域防災計画に位置づけ、町の対策指針や年次計画はできているのか、伺います。

○議 長
番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

水上議員から白浜町地域防災計画に位置づけ、町の対策指針や年次計画のご質問をいただきました。

今回の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、現在は急傾斜地崩壊防止計画の事業計画として、位置づけていますが、今回の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受け、先ほど建設課長からも答弁がありましたが、地域防災計画の見直しを行い、土砂災害からの被害の軽減に向けて取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議 長
14番 水上君（登壇）

○14 番

土砂災害が発生するおそれのある際の緊急時の行動につなげていただくことが、現時点での一番大きな課題だと建設課長から先ほど答弁がありましたが、私たち住民が土砂災害から命と財産を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように、抜け漏れのないように警戒避難体制の整備を進めていただきたいと思います。

これで、防災について、質問を終わります。

○議 長
以上で、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域についての質問は終わりました。

次に、白浜駅のエレベーター設置の進捗についての質問を許可します。

○議 長
14番 水上君（登壇）

○14 番

続いて、白浜駅エレベーター設置についての進捗を伺います。

まず最初に、白浜駅のエレベーターの設置については、これまで幾度と議会での質問もあり、住民や経済団体からの要望もありました。町は平成29年度には白浜駅バリアフリー整備調査設計を行い、基本計画案を作成し、JR西日本と協議を重ねると説明してから久しいが、進捗はいかがでしょうか、お尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいま、水上議員から白浜駅のエレベーター設置の進捗につきましてご質問をいただきました。

白浜駅のバリアフリー化につきましては、議員ご指摘のように、地域住民や地元経済団体によりエレベーター設置に対する要望が強くあり、事業主体でありますJR西日本と協議を進めているところであります。

また、事業の具体性を持たせるため、平成29年度には、白浜駅バリアフリー整備調査設計を行い、基本計画案を作成したところであります。

事業の進捗につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外(総務課長)

協議の進捗については、事業実施の合意に向けた協議を継続して実施しているところであります。

内容としましては、基本計画案の説明や事業費に伴う予算の確保、和歌山県内の駅における整備予定状況、JR西日本管内の状況等を踏まえた上で、早急な事業実施の可能性などについて協議をしているところでありますが、現時点において事業実施の合意に至るまでの協議となっていないのが現状です。

以上です。

○議 長

14番 水上君(登壇)

○14 番

お尋ねします。直近のJRとの協議はいつだったのか、その協議内容はどのような内容だったのか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外(総務課長)

直近の協議につきましては、昨年10月30日にJR和歌山支局と白浜駅のバリアフリー

化の実施目途などについて協議したところであります。

和歌山県内やＪＲ西日本管内におけるバリアフリー化の実施状況の報告を受けたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う事業見直しにより、ＪＲ西日本管内における新規事業について、予算措置が見込めず、保留になっている状況、並びに和歌山県内においても、現在３，０００人以上の利用者がいる駅で未実施の宮前駅について、事業化の見通しが立たない状況であると報告を受けたところです。

以上です。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

国交省では、エレベーターなどバリアフリー設備については国で定められた基準に基づき、国や自治体と連携し、計画的に設置しており、現在エレベーターなどが設置されていない駅の中には、構造上、設置が困難な箇所もある。引き続き設置に向けて検討を続けてまいりますと広報していますが、国で定められた設置基準とは、１日当たりの平均的な利用者数が３，０００人以上の駅であることで、２０２０年度までに原則として全てについて段差の解消、視覚障害者の転落を防止するための設備の整備など、移動の円滑化を実施、この場合、地域の要請及び支援の下、駅の構造上の制約条件を踏まえ、可能な限り整備を行うとあります。また、１日当たりの平均的な利用者数が３，０００人未満の駅においては、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者などの利用の実態を踏まえ、可能な限り実施するとあります。白浜駅のエレベーター設置に進まない理由は、何でしょうか。お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

白浜駅におけるエレベーター設置が進んでいない理由につきましては、議員ご指摘のとおり、優先的に整備が進められている１日当たりの平均利用者数が３，０００人以上の駅の整備が完了していないことが大きいのではないかと考えています。

白浜駅のように、１日当たりの平均利用者数が３，０００人未満の駅につきましては、整備が義務づけられていないため、ＪＲ西日本管内における他の駅との調整が出てくると聞いております。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、ＪＲ西日本などの交通事業者への影響も大きく、大幅な利用者の減少になっており、様々な事業見直しも行われているとお聞きしております。

現段階での事業実施については、非常に厳しい状況ではありますが、引き続き地域の強い思いとともに、観光地白浜の玄関口である白浜駅の利便性向上の必要性を強く要望してまいります。

以上です。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

エレベーターは、高齢者、障害者などが安全かつ円滑に垂直移動を行うための有効な手段であり、その設計においては、高齢者、障害者などが容易に目的まで到達できるようにすること、その移動などの負担を軽減することなどへの配慮が求められています。

白浜駅においても、移動などの円滑化、車椅子使用者や視覚障害者、聴覚障害者の方への配慮が数年求められています。また、使用時の安全性確保や利便性を考慮すると、高齢者、障害者の方々などの移動に、手荷物やカートなどの利用があれば、なおのことエスカレーターの乗り降りよりもエレベーターで対応することが安全です。

また、地域の実情といえば、観光のまち白浜の玄関口として、観光で訪れる方々への配慮もおもてなしとしてエレベーターの設置は住民、経済団体の要望であります。白浜町商工会女性部では、約25年前から駅の待合室に駅を利用していただくお客様へ、おもてなしの気持ちを込めて部員手作り座布団を寄贈してきました。そんな長いご縁で、当時の駅長さんとの懇談でも観光のお客様のご意見として、エレベーターの設置要望を幾度かしてきました。町が住民やお客様の意思をくみ、もっと積極的に実施に向けた働きかけと、予算案を提示していただきたい。町の考えを伺います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

白浜駅のような、1日の乗降者数が3000人未満の駅のバリアフリー化につきましては、整備費用についてJR西日本の負担義務がなく、国庫補助を除く全てを自治体が負担する必要があります。そのため、自治体においての予算の確保や地域からの強い要望は重要であり、今までの協議の中においても、町の考えをお示ししてきたところでもあります。また、本事業については、自治体の積極性が重要であると考えていますので、私自身も今までもやってきましたけれども、さらなる強い気持ちを伝え、エレベーターの整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

14番 水上君(登壇)

○14 番

この3月13日のダイヤ改正からは、ICOCAや交通系ICカードが利用でき、利便性が高まります。全駅で対応できるようになるそうで、例えば無人駅でも車両内にICカードを読み取る機械が設置され、車内で入退場の手続きができて、乗り降りがスムーズになります。

白浜駅改札口の前に黄色の注意看板がありました。「白浜駅にはエレベーターがございませんので、エスカレーターをご利用ください。お手伝いが必要な方は駅員にお申しつけください」と書いてあります。車椅子ご利用の方は白浜駅では駅員さん2名の介助をいただいて、奥のホームでしたら電車が来る前、または、出てからホームのずっと端にあるスロープを降りて、線路を横断して、またスロープでホームに上がり、乗り降りされているそうです。エレベーターがあれば解消します。

そこで、提言します。ふるさと白浜応援寄附金の状況では、令和元年には4,920件、約1億3,000万円のご寄附をいただいています。他県の自治体では、市民活動にまでふるさと応援寄附金を活用している事例があります。白浜町でも、エレベーター設置事業をア

ピールし、この寄附金の活用をさせていただいたらいかがでしょうか。

また、加えて、私は最近クラウドファンディングで、幾つかの事業に協力させていただいています。所属している団体でもクラウドファンディングを開設し、活用させていただいたこともあります。

また、広島県大竹市では、大竹駅再生プロジェクトとして、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを開催していました。このようなキャッチコピーです。ご案内します。

「老朽化した大竹駅の改築を行います。大竹市の玄関口をリニューアルして、市のイメージアップを図るとともに、線路で東西に分断されたまちを自由通路で結びます。駅のバリアフリー化をして、利用者にやさしい駅を目指すとともに、駅前広場や交流ゾーンをつくり、利用者が安心して集う場所をつくり、市民のまちづくり拠点としての場所づくりを目的としています」というものです。

白浜町も研究し、この手立てをもって広く多くの皆さんのお力を借りて白浜駅のバリアフリー、エレベーター設置を進めてはどうかと提言します。町長のやる気と考えを伺います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

白浜駅のバリアフリー化につきましては、駅を利用される皆様が不自由なく利用できる環境整備として必要不可欠なものであり、実現することは私の公約にも掲げているものでございます。

ご提言いただきましたふるさと納税やクラウドファンディングの活用についても、事業実施が合意できれば重要な財源措置として検討していきたいと考えております。

ただ、まずは事業実施いただくことが最大の課題でありますので、それに向けて鋭意取組を進めてまいりたいと考えています。

長年にわたる地域の思いや予算の確保を踏まえ、私自身も積極的に事業主体でありますJR西日本に働きかけていきたいと考えてございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

町長の思いを今聞かせていただきました。ぜひ今後に向けて、事業実施に向けて、取り組んでいただきたいし、新たな成果をぜひ聞かせていただきたいと思えます。

最後に、新聞に私の今回の質問要旨が掲載されてから、数人の住民の方からご意見をいただきました。また、お電話もいただきました。ここで披露させていただきます。

Aさんから、観光立町白浜町の交通の拠点となっているJR白浜駅にエレベーターがないなど、普通ではとても考えられず、胸を張って観光立町だと公言できません。何度要望しても要望が通らないのは、単に利用客数が設置の基準を満たしていないという理由だけではなく、ほかに理由があるのではないかと思います。例えば設置してほしい理由が形式的で早急に設置する必要性がJRには感じられなかったり、また、町の担当者が2016年7月に「過去の事例から考えても実現までにはある程度の時間、年数がかかると思う」と言ったこ

とがマスコミに報じられていますが、そのようなことではその必要性や熱意は伝わらず、いつまでたっても単にいたずらに時を刻むだけで、実現はできないと思います。

次に、Bさん。現在、JR白浜駅での階段やエスカレーターでの事故は聞いていませんが、これはJR白浜駅の職員さんの機転を利かせた親切丁寧な案内と、単に運がよかっただけではないのでしょうか。今後、ますます住民や観光客の高齢化が進むと、今のままでは事故の発生は避けて通れないと思います。一度事故が発生すれば、様々な社会的問題に発展しかねません。その責任はJRだけではなく白浜町にもあると思いますから、厳しい立場に立たされます。

次に、Cさん。2016年の時点では、JR西日本和歌山支社によると、白浜駅のエレベーター設置は具体的な検討には至っていないとのことでした。もう数年たちますが、いまだに実現できず、進展していないのでしょうか。この問題は莫大な費用がかかるので、容易ではないと思いますが、特に繁忙期に危険性は大きだと思いますから、町は国や県に対しても、そしてJRに必ず実現させてもらうとの強い決意と熱意をもって、強力に働きかけ、優先して迅速に解決していただきたいものです。事故が起きてからでは遅いです。

Dさん。町ができないなら、住民運動をやりませんか。

と、様々なご意見をいただきました。事業実施に向けて遅々として進まない白浜の玄関口白浜駅のエレベーター、バリアフリー化に向け、諸問題を官民共に具現化に向け協議するプロジェクトを公募も含めて設置をされたらどうかと提言して、この質問を終わります。

○議 長

以上で、白浜駅のエレベーター設置の進捗についての質問は終わりました。

○議 長

暫時休憩します。

(休憩 11時08分 再開 13時00分)

○議 長

再開します。

南議会運営委員長から報告を願います。

6番 議会運営委員長 南君(登壇)

○6 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

当局から、2件の追加議案の提出があり、お手元に配布しております。

この追加議案2件につきましては、一般質問の日程の後に本日の日程として追加し、議題とすることになりましたので、ご了承をお願いします。

○議 長

報告が終わりました。

当局から、追加議案2件の提出がありました。追加議案につきましては、本日は提案理由の説明にとどめたいと思います。

お諮りします。

ただいま、当局から提出のありました議案第23号と議案第24号の2件を日程に追加し、追加日程第2から追加日程第3として、議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第23号から議案第24号の2件を日程に追加し、議題にすることに決定しました。

引き続き、一般質問を行います。

通告順6番 3番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は、一問一答方式です。

廣畑君の質問事項は、1つとして、町営駐車場等の閉鎖について、2つとして、通学路の確保についてであります。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

一般質問に入る前に、一般質問の質問事項の取消しについて許可をお願いしたいと思います。

本定例会で通告しておりました、町営駐車場等の閉鎖について、記載した要旨が一部事実と異なることから、取下げをさせていただきます。また、この質問事項について、当局でも既に協議をしたと承知していますが、取下げによりご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

○議 長

ただいま、廣畑議員より、「町営駐車場等の閉鎖について」の、質問の取下げの申出がございました。この際この質問を取り下げることを許可いたします。

それでは、通学路の確保についての、質問を許可します。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

今議会の最後というふうなことで質問をさせていただきます。通告の時間については、大幅に減ったというふうな思うわけですが、残りのただいまよりの質問については、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

さて、昨日は東日本大震災から10年を経過しました。議会としても犠牲者の方々に哀悼の意を表明したところであります。そうしたことも相まって、東日本大震災の影響で東南海南海地震の来襲への備えから、町内どこでも高台への居住が進んでいると思われまふ。今後とも、そうした人も増加することと、このように思われまふ。

さて、白浜台等の地区では、この10年ほどの間で若い方々が家を建てて居住することが多くなりました。白浜台は平草原公園に隣接をしています。平草原公園は和歌山県が保健休養と環境保全を目的に県民の皆さんが豊かな自然の中、レクリエーションや健康づくりに役立てる、こうしたことで整備されたものです。四季折々の草木が管理されて、いつも来園者を楽しませてくれています。公園管理事務所と休憩室の2階にはIT企業の貸事務所があり、

風光明媚な環境の下、心の健康も維持し、仕事をしておられる。町も応援しているところがあります。今年度の新型コロナでも威力を発揮していることだと思います。

こうしたところで働く若い人たちはこの辺りに住んでいただくことも考えられます。今後、高台への居住に若い方が増えるなら、町の人口減に少しでも鈍化させる、そういったことができるのではないかと、このように思います。

白浜台等の地区では、交通の安全な通学路が確保できていません。馬の一原隧道がありますが、中学生や高校生は自転車で通学しています。バスも白浜台南の道路を三段壁方面から千畳敷、湯崎、白良浜方面に運行していますが、時刻表は観光客中心であり、通学用には不向きです。白浜台町内会では、以前、トンネルの照明器具の増設を要望し、幾つか増設していただきました。しかし、小学生が1人で歩行するには中央のトンネルを支える柱を幾つも縫って歩かねばならず、そのため親が車で送迎しているのが実態です。

以前、適当な通学歩行は学童の体力の増進につながるとの考えをお聞きしたことがあります。そうであるならば、交通安全上、通学困難な地域に対する教育的配慮をどのように図っていかれますか。安全な通学路の確保を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

廣畑君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

廣畑議員より、通学路の確保についてご質問いただきました。

町内小中学校へ児童・生徒が通学する道路の安全確保につきましては、毎年青少年育成町民会議の皆様が危険箇所を点検していただき、改善の要望をいただいております。

また、各学校やPTA、各自治会の皆様からも要望をいただいているところでございます。

土砂が崩れてきているところや、路肩が崩壊しているところなど、数多くの改善が望まれているところでございます。

ご指摘の箇所は、南紀白浜台の自治会からも、以前から旧白浜空港のトンネルの改修等の要望をいただいております。道路管理者において、トンネル外では、歩道の整備や落石の危険箇所への対応をいただいております。また、トンネル内におきましても、照明を増やして明るくすることで、車両の運転者と歩行者双方の安全確保に努めていただいております。

現状におきましては、トンネル内を通行する際に安全を確認しながら、安全なルートで通行していただきたいと思っております。

安全対策につきましては、警察や交通指導員会のご協力をいただいております。学校で交通安全講習を行い、一部地域では、地域の皆様で児童・生徒の通学を見守っていただいております。非常にありがたく感謝申し上げる次第でございます。

ご質問の通学路の確保ですが、教育委員会として、通学路を整備し管理することはできてございませんが、道路管理者や公安委員会、また、警察にもお願いを申し上げて、規制や啓発などの対応をいただいております。大規模な改修や新設は多額の費用が生じますので、引き続きできる範囲での改善をお願いしてまいりたいと思っております。

旧空港滑走路を利用した通学についてご提案をいただいた件につきましては、管理が行われている町当局や和歌山県の担当部局と可能であるかどうかを含め相談させていただきます。

以上、通学路の確保についての答弁とさせていただきます。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

なかなか難しいというふうなことであります。教育長には事前の打合せのときにもいろいろ相談をしたわけですけれども、そのことをちょっと言わせてもらいたいと思います。

今、教育長のお話もありましたけれども、消防本部が今あります。それから今後、消防本部の隣に湯崎保育園も建設をされます。旧空港の滑走路を横断して、施設まで行って、それでスカイロードというんですか、県道まで下りて、それで整備された歩道を通学する。こういうふうなことも考えられますし、また、今、町内会の地域などから保育園に通っている園児は12名おられるというふうなことでした。この子どもたちが年次を追って小学校に入学をしていく、こういうことがございます。

蛇足でありますけれども、やっぱり湯崎保育園がこの場所に移転すると、前段で申し述べました、平草原公園は県民の保健の維持、あるいはレクリエーションなどのために造った平草原公園、ここへ向いて近くなったから行けるようになるというふうなことであります。今も園外保育で度々平草原公園に通っているというふうな実態でありますけれども、そういった園外保育が頻繁にできるようになる。まだ建設されていませんけれども、湯崎保育園があそこへ向いて建ったときに、周りを見ますと、周りは道路でありますし、山を切ったので、そういう壁面が土の壁面ばかりで、ぱっと見て緑が少ない。そういう中で近くにこうした平草原公園があるという、以前はバラも大変咲いていました。植えられていましたけれども、こうした平草原公園なども使いながら、身近にできるというふうなことで、こうした空港を横断できんかなというふうなこと、それからそのことに乗じて、通学もできんかなというふうな地元の人の思いもありますし、親もそういうふうなことを、親にも聞いたわけでありまして、そうした通学路については大変つらいのだと、困難だというふうなことであります。

それから、答弁をもらっていますけれども、やはり旧空港の滑走路の北側のゲートまで、平草原公園に沿って移動していく。それでそのゲートから通称スカイロードですか、県道の歩道まで行くと、こういったことを小学生が通学に使っていくというふうなことができないかなと、そういう幾つかの、例えばあかんかもわからんけれども、平草原公園まで白浜台からの遊歩道を以前に役場も関わって開発というか開墾をして、散歩できるような、大人の足で5分かかかるかからないかの道でありますけれども、そういったこともありますし、いろんなことを考えられんかなというふうなこともあって、このことについて、答弁をいただきたいと思ったわけですけれども、そういった点は、なかなか難しいということでもあります。

ただ、そういったことについて、今後も、切って捨てるのではなく、考えていただけないかなというふうなことを思うわけなんです、教育委員会としてどうなんでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

質問をいただきまして、現地のほうも一応確認をさせていただきました。確かに白浜台のほうから平草原公園に直接つながるような形で、町も補助は出した記憶があるんですが、白浜台の自治会の皆様が遊歩道という形で整備されて、幅員は約2メートルぐらいあったと思うんですけども、実際大人で歩いてみても、やはり距離がありますし、ちょっと気になったのは、周りがやはり白浜台から学校のほうへ行こうとすれば、右側に平行してずっと滑走路が走っていて、そこに柵があるわけですけども、左側のほうはやはり少し斜面になっている部分がちらほらございますのと、時間帯によるんですが、ちょっと人が通っていないとあれだけの距離の間で何か事件とか事故とかが起きたときに、気づく者が誰もいない状況が発生するんじゃないかなというのが、非常に心配しました。

それと、最終的には平草原公園の中へ入っていくんですけども、そうしたところも迂回しながら、最後のゲートのところまで新たに歩道を少し100メートルか200メートル近くになると思うんですけども、整備しないと歩行できない状況が確認できてございます。教育委員会で通学路を造っていくということについては、少し検討させていただかないと、そうしたところは多分でございます。白浜台だけではなくて、通学路がここにあったらいいのになというのが幾らでもあるんですけども、それを教育委員会として整備するのか、その辺の議論も要りますし、あともう1つは空港の横断の件なんですけども、ここにつきましても、滑走路と柵の間に非常に距離がありまして、そこは草を刈っていただいているんですけども、その辺の整備も必要ですし、まずは空港へ入ること自体、旧空港へ入ること自体を許可していくと、子どもさんが入れる状況であれば、一般の大人でも入れますので、そうすると無作為に人が入れる状況が生じてしまうと。その管理をどうしていくのかということなんかもいろいろ問題になってきますので、そうした部分も含めて当局のほうと相談しながら、決して切って捨てるということはないんですけども、教育委員会として、簡単に言えば、新たに歩道のトンネルを掘ってもらおうとか、例えば空港を開渠にしてしまおうとか、そういうのが一番通学路として整備するのでは一番いいのだろうとは思いますが、それには多額の費用がかかりますので、そうしたところも自治会の方々に了解をいただきながら、今のところは現状の中で通学していただきたいと。ご希望については何らかの対応ができれば検討していきたいと、このように思っております。

○議長

3番 廣畑君（登壇）

○3番

今、教育次長からご答弁いただきました。本当におっしゃるとおりだと思いますし、ぜひそういうふうなことを、さらにしんどいですけども、突っ込んで学校や地域と相談をしていただきたいというふうに思います。

それから、やはり前段で述べましたけれども、人口を増やしていくというふうな、若い世代を増やしていくというふうなことも、家が建つということもありますし、そこへ定住をしていく。そしたら学校へ子どもさんの通学の問題が出てきます。

昨日は、同僚議員2人が、交通の問題、あるいは高齢者の問題で提起がありましたし、そこへ若い人の世代の問題として、子どもたちをどのように育てていくのかというふうなこと

も関わってきますので、こうした通学の問題をもっと大きな場というか、大きなところで絵を描いていかなあかんのと違うかなと思います。

通告はしてはいるんですけども、町長、特にそうした点について、お考え、昨日の発展というふうなことも僕も思いましたので、あればぜひ伺いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

廣畑議員から、先ほどからまず白浜台からの住民の方々からの要望につきましてのお話がありました。これはもう今に始まった問題ではなくて、過去からもずっと大きな課題の1つだというふうに思っております。白浜台の方々につきましては、最近ちょっと人口が増えつつあるというふうな傾向がありまして、非常にうれしい、そしてまた通学あるいは子どもが増えてきているので、通学でいろいろと課題があるということで、先ほどからも教育委員会からも答弁をさせてもらいましたけれども、やはり旧空港跡地を利用するとなると、やはり恒久的な利用というのが決まっておきませんので、許可するのは難しいのではないかなというふうに私も思っています。ただやはり、本来であれば町道が全て整っているところを改良するのが一番いいのだらうなと思うんですけども、その中でご要望いただいているのは、白浜台から平草原公園へ抜ける遊歩道があるので、その途中からでも旧滑走路内へ入って歩道スペースを設置して、そこから消防署付近に届くような、そういった階段を新設してでも歩道整備ができないかというふうなご要望もいただいておりますし、いろんな案はあると思いますので、私はやはりこれから、子どもたちだけのためではないんですけども、そこはトンネルが拡張できないのであれば、ほかの方法を考えていかなければいけないとは思っております。

まずそれが1点で、次に先ほどから子どもたちの特に通学路の整備をおっしゃっていただいているんですけども、これは通学路の整備だけではないんですね。町内にいろんなまだまだ不備の道も、通学路もそれから歩道も水路もありますし、それから高齢者の方、障害者の方のバリアフリーになっているのかどうか、そういった非常に大きな課題がたくさんございます。ですから私が申し上げたいのは、やはり子どもたちのみならず、高齢者や障害者の方々、そういった歩道とか水路の安全確保を、これから町はインフラの整備の中でやっていかなければならないというふうに思っております。それはなかなか町だけではできないのであれば、国や県の力も借りて、やっていく必要があろうかなというふうに思っております。

私の公約の中にも、安心・安全なまちづくりの中に通学路の安全対策に取り組みますというふうな項目がございますので、ここはしっかりと地域の方々からのご要望あるいはご意見を踏まえた上で、一番喫緊の課題だと思っておりますので、今まで以上に組み込んでまいりたいというふうに思っております。

○議 長

3番 廣畑君（登壇）

○3 番

今すぐに云々ということではないんですけど、今町長からの全体的なことも通学路に関

わっていただきました。ぜひ、地元やそれから学校などとも協議をしながら、できること、あるいはこういうこと、ほんまはあかんのだけれどもこういうふうなことができるよというふうなことを、ぜひ提案をできるように、相談ができるようにしていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議 長

通学路の確保についての質問は終わりました。

以上で、廣畑君の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終結します。

(2) 追加日程第2 議案第23号 工事請負契約の締結について

追加日程第3 議案第24号 工事請負契約の締結について

○議 長

追加日程第2 議案23号 工事請負契約の締結についてから追加日程第3 議案24号 工事請負契約の締結についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

本日新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第23号 工事請負契約の締結につきましては、白浜町中地区津波避難ビル建設工事に係る工事請負契約を締結したいので、提案するものでございます。

次に、議案第24号 工事請負契約の締結につきましては、白浜町日置地区津波避難ビル建設工事に係る工事請負契約を締結したいので、提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますのでご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を求めます。

番外 総務課長 愛須君（登壇）

○番 外（総務課長）

議案23号 工事請負契約の締結について、議案書（P.52～55）に基づき、説明した。

議案24号 工事請負契約の締結について、議案書（P.56～59）に基づき、説明した。

○議 長

提案説明が終わりました。

審議の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は3月24日水曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。

議長 西尾 智朗は、 13 時 30 分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3 年 3 月 12 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員